

東京都知事

石 原 慎太郎 様

特別区長会

会 長 多 田 正 見

### 東京都国民健康保険調整交付金の配分割合に関する要望

平素より、特別区の国民健康保険事業にご高配を賜り、御礼申し上げます。

さて、平成 17 年度から国民健康保険財政の安定化を図るため、都道府県調整交付金が導入され、給付費等の 7%分について、都道府県による区市町村間の財政調整が実施されています。東京都における原則的な配分割合は、普通調整交付金を財政力格差調整を含めた給付費等の 6%とし、特別調整交付金は 1%としていますが、平成 19 年度までの特例措置として、普通調整交付金を 6.3%分、特別調整交付金は 0.7%分と、さらに、普通調整交付金 6.3%分のうち 6%は定率分、0.3%を保険者間の財政力格差是正分としています。

この都道府県調整交付金の対象経費は、従来、給付費等に比例して定率国庫負担がなされていたものです。その配分が変わると、被保険者の保険料負担や区の一般会計負担に重大な影響を与えます。とりわけ、特別区の国保は、統一保険料方式による調整を行い、共通基準を基に運営しており、医療保険制度の広域化が実現していない中で、事業を安定的に運営していくためには、現在の枠組みを維持することが求められます。

については、平成 20 年度以降の調整交付金の配分方法について現在の枠組みを維持する方向で特別区と十分協議するよう強く要望します。

### 記

- 1 普通調整交付金については、従来の定率国庫負担の縮減による影響が生じないよう、平成 20 年度以降も継続して、給付費等の 6%分を一律定率配分し、保険者間の財政力格差是正分は 0.3%とすること。
- 2 特別調整交付金については、特別区の行う収納対策及び医療費適正化事業の取組等、国保事業の運営改善に資するようさらに改善を図ること。